

## 14 世紀ルッカの裁判記録簿の史料論的考察

中谷 惣

## はじめに

イタリアでは、法廷での訴訟活動を記した裁判記録簿 (*Atti giudiziari*) が 13 世紀初頭より各都市で作成され始め、その後、組織的な管理、保管の対象となった。現在の文書館において残されている大量の裁判記録簿は、当時の法廷での文書実践の規模の大きさを物語っている。ルッカでは民事の裁判記録簿だけで 1329 年から 1350 年の 22 年間で 748 冊もの記録簿が残されている。

裁判記録簿については 1980 年代以降ようやくその史料的性格に注目が集まるようになった。その生成の背景について、1215 年の第 4 ラテラノ公会議の決議の影響や、ローマ・カノン法訴訟手続きの導入に伴う訴訟活動の複雑化への対応といった要因が指摘された。近年では裁判記録簿が何のために作成され保存されたのかという、機能面について議論されるようになってきている。しかし国際研究集会の成果 (Lepsius, 2008) を見てもわかるように、裁判記録簿は都市ごとに形態、形式が異なるため、その機能に関して統一的な答えを求めることは難しい。そこで以下では、訴訟の各過程が綿密に記されているという特徴を持つ 14 世紀ルッカの民事裁判記録簿を対象を絞り、その作成、保存、利用のあり方について検討したい。

## 1. 裁判記録簿の概要

14 世紀のルッカでは、各裁判記録簿は羊皮紙のカバーとともに、25 フォリオの紙を中綴じしたものを 1 束として (=50 丁=100 ページ) 数束から構成されている。刑事の記録簿の場合、裁判の過程を記したものとして「*Inquisitio* の書」と「*Accusatio* の書」、裁判での証言を記したものとして「証言の書」があるほか、判決証書の集成も存在する。民事の記録簿では、一般訴訟を記した「*Causa* の書」と「*Reclamo* の書」、略式訴訟を記した「*Reclamo Simplicium* の書」、証言を記した「証言の書」、法廷での実務を記した「*Memoria* の書」がある。

民事の裁判記録簿の記述内容について 1336 年のポDESTA 法廷の「*Causa* の書」に収められた裁判を例に見てみよう。記録はまず訴状から始まる。そこでは原告ヌッチョが被告ラブルッチョらに賃貸したある土地と家について、被告は賃料を支払わないと主張している。訴状に続き、6 月 6 日に使者が訴状を被告に与えたことの報告。同 7 日、原告の出廷と被告の出廷拒否。同 8 日、被告の召喚。同日、当事者双方の出廷と被告側の代理人の任命、そして原告の訴えに対する答弁へと記述が続く。答弁では、原告側がその土地と家にどの権原で権利を主張しているのかを明らかにすべきであること、ポDESTA 法廷の裁判官がこの問題に権限がないことが主張される。同 10 日、原告側は出廷し、その権利が原告の父が獲得した司法命令に由来することを主張、それを示す証書を提出する。またポDESTA の裁判官がこの案件に権限を持っていると主張する。同 12 日、当事者の意思に従って裁判官が、中間判決のための助言 (*consilium*) を法学者に求める。同 24 日、原告の求めで被告を召喚。同 27 日、原告は他の法廷の裁判記録簿のコピーを提出。しかし被告は法学者への委託が行われていることからその提出の正当性を否定する。7 月 4 日、原告のみが出廷する中、中

間判決の基となる助言が開かれる。助言では、ポデスタの裁判官が権限があることが言い渡される。この訴訟はその後も同様のやり取りが延々と続き、最終的に12月19日、被告への支払い命令を含んだ判決が下される。このように裁判記録簿には、訴訟当事者の個々の主張や訴訟の各過程に関する情報、判決等、法廷で起こった事柄が詳細に書き記されており、多くの情報をそこから得ることができる。

## 2. 作成過程

法廷の書記による記録簿への記載の局面について、裁判記録簿の様態、形式からわかることがいくつかある。各訴訟が数ページの間隔を空けて記され、長引く訴訟が記述のスペースを欄外や後のページに求めている様からは、法廷の書記が訴訟の終結後ではなく訴訟と同時に並行して記録を行っていたことがわかる。また記録簿に時折挟み込まれている召喚の通知や当事者の訴状、弁論などを記した紙片からは、書記が大量の紙片を基に記録簿を作成していたことが窺える。当事者が提出する紙片の存在は、法廷での弁論が口頭ではなく書面を中心としていたことを示唆する。実際に記録簿では、ある日時に当事者双方が出廷し次の主張を行ったというメモ書きから少し間隔を空けてその主張内容が記されている。14世紀末には日時や出廷状況のメモ書きから連続して主張内容が簡潔に記されるといった口頭での主張を思わせる書式が現れ出すが、それはそれまでの書式が書面での主張を記したものであることを示している。

当事者による書面での弁論は、記録簿作成の原動力が当事者側にあった可能性に目を向けさせる。実際、刑事法廷の書記とは異なり民事法廷の書記は、俸給を都市当局たるコムーネからではなく、当事者から手数料という形でその都度受け取っていた。都市条例にも訴状や召喚、主張、異議などについて手数料の規定がある。民事の訴訟は長々と記されることが多く、記録簿は膨れ上がっているが、それは主張を書面で準備し手数料を支払う当事者の積極的な「投資」を背景としたものであった。

こうした民事の記録簿では、コムーネによる後の利用に配慮した記載はほとんど見られない。刑事の記録簿では書記は各訴訟の冒頭の欄外にその訴訟の結果を記し、容易に参照できるようにするなど訴訟結果に大きな関心を示すのに対し、民事に関しては当事者の一方が出廷拒否した場合や、当事者双方が訴訟を続ける意思を持たなかったであろう場合には、記述は途切れたまま放置されている。

## 3. 保存と管理

ルッカでは少なくとも14世紀後半までに文書管理の体制が進展している。文書庫に保管されていた記録簿を対象とした目録が作成されるとともに、文書庫に引渡される記録簿が覚書を通して管理されるようになった。結果、14世紀後半の民事の裁判記録簿に関して現在の保存状況はそれ以前のものに比べてよい。ただし14世紀前半においても多くの記録簿が残されており、厳格ではないにせよ記録簿の引渡しと文書庫での管理は13世紀末から14世紀初頭頃には行われていたと考えられる。

民事の裁判記録簿に関するルッカの保存状況は決して一般的ではない。イタリアでは刑事の裁判記録簿を保存している都市は多くあるのに対し、民事の裁判記録簿が残っている都市はまれである。民事の記録簿の不在の要因は主に当時の各コムーネの文書管理の方針

にある。ボローニャでは都市条例において、法廷の公証人に刑事の裁判記録簿の引渡しの義務を課しているが、民事に関してはそうではない。結果として現在の文書館には裁判記録簿は刑事のものしか保存されていない。ただボローニャでは興味深いことに、都市条例において民事の判決の保管が規定されており、現在においても訴訟の記録簿ではなく判決集が残っている。ここから、ルッカにおいて判決という訴訟の結果ではなく、訴訟の過程を記した民事の記録簿の保存、管理の意味が問題として浮上する。

#### 4. 利用と機能

民事の裁判記録簿、特に訴訟の過程を記した記録簿の保存は、その後の利用を前提としていた可能性が考えられる。しかしコムーネによるその積極的な利用はほとんど見られない。文書庫から貸し出された記録簿をメモした貸出しの覚書には、主に会計担当者や監査官らが、コムーネの収支と関係のある財政記録や刑事の裁判記録簿を借り出している状況が確認できるが、民事の記録簿の貸出しは法廷の元書記によるものがわずかに見られる程度である。

他方で当事者による裁判記録簿の利用は顕著である。都市条例では法廷の書記と文書庫の公証人は、当事者の求めに応じて記録簿からコピーを行うべきことが規定されており、実際の裁判においても裁判記録簿の写し（*acta actitata*）がしばしば提出されている。どのような場面でそれは利用されているのか。法学者へ助言を求める際に裁判内容を示すためや上訴における下級審の内容を示すためなどがあるが、より興味深い利用例として、過去の判決の正当性を補完するためや、相手が依拠する判決を手続き上の不備をもって不当とするためというものがある。そしてそこでは判決証書を補う形で裁判記録簿の写しが提出されている。ここには、判決だけでは十分ではなく、そこに至る訴訟手続きの正確さを重視する形式主義的な法文化の存在が表れている。ルッカにおける訴訟の過程を克明に記した裁判記録簿の作成と保管は、そうした法文化、司法実践を支える重要な要素であり、またそうした環境の中で推進されたものであった。

#### おわりに

中世後期の裁判記録簿の史料としての価値は、その豊かな記述内容からだけでなく、それが当時の社会でモノとして扱われていた様に注目することでも引き出すことができる。ルッカにおいて訴訟の過程を克明に記した裁判記録簿がなぜ大量に生み出され保存されたのかという問いを念頭に、その作成、保存、利用について検討してきた。都市当局たるコムーネの民事の裁判記録簿に対する態度からは、民事司法そして市民の権利保護へのコムーネの姿勢が垣間見られた。コムーネは後に閲覧する可能性のある刑事の記録簿とは異なり、民事の記録簿についてはその作成を訴訟当事者の「投資」に任せ、訴訟の結果、行方を的確に記載し把握させようとはしなかった。ただその一方で、後に利用することのないこの民事裁判の記録簿を厳格に保管していた。それは市民の利用のためであったが、特に判決集ではなく訴訟記録自体が保管の対象となっていた点は注目に値する。個々の訴訟の過程を記した裁判記録簿は当事者の求めに応じてコピーされ、彼らによって新たな裁判で判決を補完または否定する重要な根拠として利用されていたが、そうした利用実践は法学者による助言の制度や手続き上の不備への異議に表れる形式主義的な法文化の存在を一層

鮮明にするものである。

## 参考文献

### 【史料】

#### ・未刊行史料

Archivio di Stato di Lucca

Statuti del Comune di Lucca, 4, 5.

Podestà di Lucca, 58-69, 706-710, 4731-48.

Archivio Pubblici, 1, 3.

Archivio di Stato di Bologna

Curia del Podestà, Atti, decreti e sentenze, 2, 3.

#### ・刊行史料

*Bandi lucchesi del secolo decimo quarto*, a cura di S. Bongi, Bologna, 1863.

*Statuto del Comune di Lucca dell'anno 1308*, a cura di S. Bongi, Lucca, 1867.

*Summa totius artis notariae, Rolandini Rodulphini Bononiensis*, a cura del Consiglio nazionale del notariato, Bologna, 1977.

*Gli Statuti del Comune di Bologna degli anni 1352, 1357; 1376, 1389*, a cura di V. Bradi, Bologna, 2002.

### 【研究文献】

Arlinghaus, F./ Baumgärtner, I., *Praxis der Gerichtsbarkeit in europäischen Städten des Spätmittelalters*, 2006, Frankfurt am Main.

Baietto, L., "Scrittura e politica. Il sistema documentario dei comuni piemontesi nella prima metà del secolo XIII", «Bollettino storico-bibliografico subalpino», 98-1,2, 2000, pp.105-165, 473-528.

Blattmann, M., *Protokollführung in römisch-kanonischen und deutschrechtlichen Gerichtsverfahren im 13. und 14. Jahrhundert*, in *Rechtsverständnis und Konfliktbewältigung. Gerichtliche und außergerichtliche Strategien im Mittelalter*, Köln, 2007, pp. 141-164.

Cammarosano, P., *Italia medievale. Struttura e geografia delle fonti scritte*, Roma, 1991.

Cencetti, G., *Camera Actorum Comunis Bononie*, in *Archivi*, 2, 1935, pp. 87-120.

Fasoli, G., *Due inventari degli archivi del comune di Bologna nel sec. XIII*, in *Atti e memorie della r. deputazione di storia patria per le provincie di Romagna*, s. IV, 23, 1993, pp. 173-277.

Chiffolleau, J., Gauvard, C., Zorzi, A. (éd.), *Pratiques sociales et politiques judiciaires dans les villes de l'Occident à la fin du Moyen Âge*, Rome, 2007.

*Inventario Archivio di Stato in Lucca*, a cura di S. Bongi, Lucca, 1872-1876.

Keller, H.[ed.], *Pragmatische Schriftlichkeit im Mittelalter*, München, 1992.

Keller, H./ Behrmann, T. [ed.], *Kommunales Schriftgut in Oberitalien. Formen, Funktionen, Überlieferung*, München, 1995.

Lazzarini (ed.), *Scritture e potere. Pratiche documentarie e forme di governo nell'Italia tardomedievale (XIV-XV secolo)*, 2008, Reti Medievali [on line].

Lepsius, S./ Wetzstein, T., *Als die Welt in die Akten kam. Prozeßschriftgut im europäischen Mittelalter*, Frankfurt am Main, 2008.

Maire Vigueur, J-C., “Révolution documentaire et révolution scripturaire: le cas de l’Italia médiévale”, «Bibliothèque de l’École des chartes», 153, 1995, pp. 177-185.

Smail, D.L., *The Consumption of Justice: Emotions, Publicity, and Legal Culture in Marseille, 1264-1423*, Ithaca, 2003.

拙稿「中世後期イタリアの訴訟戦略と情報管理—ルッカの事例から—」『史学雑誌』117-11、2008年、1-36頁。